

建設水道委員会記録

○開催日時

平成28年9月5日 午前9時57分～午後1時32分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長 宮里兼実
副委員長 下園政喜
委員 川畑善照

委員 大田黒博
委員 新原春二
委員 谷津由尚

○その他の議員

議員 杉藺道朗

議員 井上勝博

○説明のための出席者

建設部長 泊正人
建設政策課長 須田徳二
建設整備課長 吉川正紀
都市計画課長 山村昭一郎
建設維持課長 内田俊彦
入来区画整理推進室長 引地明吉
区画整理課長 川畑稔

建築住宅課長 福島和朗
水道局長 新屋義文
水道管理課長 草留隆志
水道工務課長 四元新一
下水道課長 徳重勝美

○事務局職員

議事調査課長 道場益男

主幹兼議事グループ長 久米道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第120号 薩摩川内市公衆浴場施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第122号 平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第123号 平成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第132号 平成28年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	水 道 管 理 課 水 道 工 務 課
議案第124号 平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 議案第125号 平成28年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算 議案第126号 平成28年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算 議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	下 水 道 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 維 持 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 政 策 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 整 備 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	都 市 計 画 課
議案第127号 平成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正 予算 議案第128号 平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正 予算 議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	区 画 整 理 課
議案第129号 平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補 正予算 議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第119号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 築 住 宅 課

△開 会

○委員長（宮里兼実）ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△水道管理課及び水道工務課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第120号 薩摩川内市公衆浴場施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）まず、議案第120号薩摩川内市公衆浴場施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一）それでは、議案つづりその2の120-1ページをお開きください。あわせて、議会資料の1ページもごらんください。

公衆浴場につきましては、薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づきまして、本年4月に、それまで指定管理により運営しておりました樋脇地域と祁答院地域の4施設について財産処分により民営化したところでございます。

そのため、現在、営業している市営公衆浴場は、平成27年4月に開業いたしました入来温泉湯之山館だけとなっております。

当施設につきましては、建設当時より公衆浴場の機能だけでなく、副田地区を初め入来地域の活性化を図るための中核施設としての機能も期待されており、開業以来現在まで、地域と連携しながら直営で管理運営を行ってまいりました。この間に施設の管理方法であったり、管理経費等を含む全体的な経営状況や利用者の動向等を確認、把握

できたため、来年4月から、同施設の管理を指定管理者に行わせるため、公衆浴場施設条例の一部を改正しようとするものでございます。

指定管理者制度の導入に当たりましては、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を条例で定めなければならないとされており、これらについて所定の規定の整備を図るもので、今回の主な改正点といたしまして、議案つづりの120-2ページをごらんください。上段に第20条、個人情報の取り扱いと、下段に第14条、利用料金を追加するほか、20-3ページをごらんください。上から10行目程度のところにありますが、第3条、指定管理者による管理から、次のページの第9条、指定の取り消し等までの7条を加えるものでございます。

制度の導入により、これまで以上に地域との連携を図りながら、多様な住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を行うことが可能になります。

また、利用料金制を採用することで、利用料などが直接管理者の収入となりまして、経営に直接反映できるため、管理者の創意工夫の余地が広がるとともに、コスト面の効率化、サービスの向上が期待されるところであります。

今回、当議案の議決をいただければ、早急に指定管理者の公募を行い、選定委員会等所定の手続きを経て候補者を決定し、3月議会で指定議案をお願いし、平成29年4月1日より指定管理者による施設管理を行いたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）この公衆浴場ができた当初から、最初は市が運営をして、いろんな運営の状態ですとか、そういうことを全部下調べというか――まず、市が運営してみたらということですね――そういう手順になったと認識をしています。その後、地元の方もいろんな運営上に協力していただいて、ここまで来んですけども。この指定管理者を公募するに当たって、今はまだわかっておられないかもしれませんが、わかってる範

囲で結構です。地元の方がどれぐらい、これに対して乗る気なのか。もし、おわかりだったら、お答えください。

○水道工務課長（四元新一） 公衆浴場につきましては、特にこの入来温泉湯之山館につきましては、建設当時より地元の御意向であったりとか、地元の活性化をするための中核施設という相当な期待を持って設計段階からいろいろと携わってこられました。この後の指定管理につきましても、地元のほうで何とか受けてやりたいという意向を強く持っておられまして、当初の段階からですね。我々も可能な範囲で地元に行きまして、役員の方々とか、平成27年度の実績をもって、収支状況であったりとか、そういったところで、一応、説明会あるいは協議を行ってまいりました。そういった中で、地元のほうで法人格を持って対応するのか、あるいはコミュニティで受けたいのか、そういったのもいろいろ協議してまいりましたが、現段階で最終的な結果というのは我々も聞いておりませんので、今までやってく中で、こういった施設はどうしても公募制になるということで、最初で申し上げて。もし、コミュニティで管理を受けたいのであれば、公募に耐え得るような組織づくり、そういったものをきちんと整えてくださいということで、再三お願いしてきました。それらを踏まえて、公募になりますよということも、ちゃんと地元伝えてございまして。今回、もし議決いただきましたら、公募をするわけですが、その後、地区コミのほうで手を挙げられるか、あるいは挙げられないかということは、我々は今のところ、まだ承知しておりませんので、あと、また、こういったところが公募してくるのか、それらについても、問い合わせ等は、1件、2件はちょっと入っておりますが、公募してみないと、どういう状況になるかはわからないところでございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） それはわかりました。もう1点確認です。約1年以上、市のほうで運営していただいて、この利用料金制にしたときに――多分、年間今15万人前後だと思うんですけど――十分にやっていけるというデータはつくりますか。

○水道工務課長（四元新一） 平成27年度の実績でいいますと、利用者、入館者につきましては、12万6,455名です。当初計画しました推定で

は約13万人を想定しておりましたので、12万6,000人ということで、去年は台風と寒波の凍結で、10日ほど休業いたしました。それを含めると、約13万人という当初の推定どおりの入館を一応いただいたということで考えております。収支につきましては、平成27年度に開業して、まだ未整備な部分、駐車場に監視カメラをつけたりとか、ちょっと建設当初にしないといけない工事等がありましたが、それらを除いた経常収支の関係でいきますと、おおむね黒字ということで、利用料金制でやっていけると。民間の方々が、いろんな経営手法によって支出のほうを縮減していただくと、もっと黒字はふえるのかなということで、一応、収支的にはやっていけるだろうということで、今回、利用料金制度をさせていただいております。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

○委員（大田黒 博） ちょっと料金の件で確認等をさせていただきたいんですが、湯之山館がこういう形で指定管理になります。270円をもって推移して、指定管理になったときも、そういう方向でいくということです。祁答院の無償譲渡されたところが150円から250円、今、230円ですか。黒木温泉が270円。考え方として、指定管理を受けて、指定管理のところが下げる方向はいいと。上限270円より上げたいという意向、そのあたりの少し御説明いただけないでしょうか。

○水道工務課長（四元新一） 資料のほうに現行料金を書いてございます。現在、今言われましたように、大人の入浴料270円ということでありますが、この現行料金につきまして、これが一応上限というふうに考えております。一応、これ以下で回して、管理者のほうでは運営していただくんですが、もし、いろんなことが、諸事情が、発生しまして、どうしても料金の値上げが必要だということになった場合は、条例を当然改正しないといけませんので、当然まずこちらに話があって、また議案として、改正議案として提出することになりますので、当面はこの現行料金以内で一応運営するというところで、我々は考えているところでございます。

以上です。

○委員（大田黒 博） それで、270円で推移

していきますよね。そうしたときに、市比野の上之湯、下之湯ですか、150円。藺牟田の下之湯かな、150円のところがありますよね。そうしたところが、問われるのは、市として、どんなところで一つ線を引くのかというのを問われるんですけど。270円、それぞれの指定管理に移っていくと、その指定管理の考え、あるいはその考えを当局に伝えて、それなりの条例改正を含めて推移する方向性は、今説明受けたそういうもので変わらないと。ただ、危惧するのは、地元の場合は270円と250円と、ちょっと行けば、150円があるわけです。その辺の整合性といったものが少し、使用される方は問われるときがあるんで、泉質に差があるのかとか、そういうものがあったりするので、少し困るときがあるんですけども、その辺はどうしようもないのかな。

○水道工務課長（四元新一） そうですね、今、委員がおっしゃられましたように、同じ市内の公衆浴場といたしますか—— もともと市営です—— 市営の公衆浴場の中で料金の差があると。これにつきましては、当然、湯之山館につきましては、新しくつくった施設であって、いろんな建設費とか、管理費とか、あと利用者の推計—— 人数の推計です—— そういったもろもろのものを考慮しまして、今設定した金額が270円と。黒木温泉につきましても、利用者が少なく、施設を管理していく上では、もうやむを得ないという形での料金設定ということで、それぞれの施設で諸事情がありますので。もし、市民の皆様から言われたときは、もうそういった施設の諸事情について御説明申し上げて御理解いただくしかないと思いますので、そこは我々としても、しっかりと説明できるように整理をして、準備はしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

○委員（新原春二） 今回条例を改正して、指定管理をされていくわけですが、その中で今まで話をしましたように、確かに入来区の区画整理の中でできた、あるいは地域のアゼロ、柴垣の上に同時に開設していくということで、地元の温泉ということは確かに認めるんですけども。あれだけの企画をされて—— あれだけの館をつくって—— されて、しかも、中に柴垣、アゼロの二つの浴場を持つてるという特徴的なものがあるので、私は今まで言ってきたように、観光的な売り出し

というのが当然必要になってくると思うんです。利用者をふやす意味です。そういうような位置づけで今までしてもらったんですけど。これから指定管理をしていく場合に、例えば、地元のコミュニティが受ける、受けないは、まだ決まってません。そういったときに、そうした観光的な部分を申し合わせ的な部分でも、ある程度認識をしてもらわないと、お客様の増というのは見込めないんじゃないかと思うんですね。そこら辺を指定管理にする場合、十分配慮をお願いをする必要がまずあるんじゃないかというのがまず1点と。

もう一つは、せっかく民間的なノウハウを持ってもらうんですけども、今はノベルティ—— シャンプーとか、ボディソープ—— というのは置いてないと思うんですけど、置いてないですよ。そういうノベルティを置いて、付加価値をつけて、高く料金を上げるという一つの方法もあるんじゃないかと思います。特に観光的な部分を、誘客をするという場合に、観光客は石けんなんか持ってきてませんので、そこにノベルティがないといけません。風呂に全部置くということも一つの方法ですけども、受付のほうで貸し出すと。一式貸し出すと。ボディシャンプー、それからシャンプー、リンス、そういうようなものを貸し出すちゅう部分の考慮も必要になってくるんじゃないかと思えますんで、そこら辺も十分今から先考えていかなければなりませんので。ここに条例にうたうちゅうことはないと思うんですけども、そういうようなものを持っていたいて、指定管理にされる場合の一つの指導といたしますか、そういうものに、ぜひ、していただきたいと思えますんで、当面、この270円の料金というのを指定管理でやった場合にどれだけ継続するのか。ずっと未来永劫的にやっていくのか。どこら辺で上げるのか、下げるのかちゅうようなものもありますけど、そこら辺の料金の—— 指定管理をした場合に、料金の、設定というのは、もう指定管理者に任せるとのことになりますか、どうですか。

○水道工務課長（四元新一） まず1点目です。観光施設としての今後の利用、形態をということ、それを指定管理者のほうにしっかりと認識させるということでございます。確かに我々もそれは十分承知しておりまして、入来にはいろんないっぱい武家屋敷、いろんな観光施設がございますので、それらと一体となった観光ルートの中に組み込ん

でもらうとか。今の我々が市営で直接管理してる上で、いろんな制約があってできないようなことも、指定管理制度を導入しますと、ちょっとその辺が柔軟性が出てきますので、それらについては、十分公募要領といいますか、募集要項の中にも入れまして、あとの選定委員会の中でのやりとりの中でも、相手の意向とか、その辺は十分酌んだ上での一応選定は行っていきたいと考えております。

2点目です。ノベルティの関係です。現在、今、確かに置いてございません、シャンプー、タオルですね。しかし、番台のほうで低料金で今、販売はしております。もし忘れたり、持ってこれなかった方々に対して、販売はしております。今後、設置するというようなことにつきましては、指定管理者との協議の中で、そこは十分配慮して、それを置くことによって集客がふえるとか、そういったのも当然考えられます。そういったところは、今後十分協議しながら、いい方向で、とりあえず、できるだけお客様に来てもらわないと、現状維持では困りますので。だんだん施設も古くなっていきや、それなりに修繕費とか、できれば、そういった修繕積立金も積み立てていかないといけない状況の中ですので、この料金を上げるということは、今のところ、まだ考えておりません。この上限、大人の料金270円ということは、当分これで行っていただきたいと。できりゃあ、これを下げてでも、250円にしてでも、できますよという、そういった民間の方が出てこられたら、それもありかなというふうには考えておりますけど。上限としては、今の料金を上げることは考えておりませんので、今後の運営については、今おっしゃったようなノベルティも考えながら、当然いい形での運営ができるように、民間に移行できるように、そういった形で、我々も今後きっちりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（新原春二） ぜひ、それをよろしく願います。それと同時に、やっぱり宣伝をしないとイケないんじゃないかと思うんです。まず市民が知らないという一つの大きな欠点がありますので、この指定管理にすることを一つのいい契機として、ぜひ、こうした二つの湯に入れるんですよちゅう一つの大きな宣伝を市内の方々にして、市民も行けるということの誘導をぜひ今後考えていただきたい。要望にしておきます。

○水道工務課長（四元新一） わかりました。公募の際も、市のホームページであつたりとか、広報薩摩川内であつたりとか、一応、掲載しますし、あと、今までもいろんな温泉雑誌からいろんな取材等も受けておるんですが、なかなか、それらは専門誌になりますので、一般の方が見られないということもありますので、今言われましたとおり、そういった広報活動についても、指定管理者と十分協議しながら、今後進めてまいりたいと思います。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第122号 平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第122号平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一） それでは、予算に関する説明書（第4回補正）の71ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費1,693万9,000円の減額は、右側の説明欄のとおり、4月の人事異動及び今年度から本土の簡易水道を上水道に統合したことによる人件費補正と、消費税及び地方消費税の確定に伴う調整でございます。

次に72ページをお開きください。

2款1項1目施設整備費1,835万2,000円の減額は、右側の説明欄のとおり、下甕島簡易水道建設事業に係る国の補助内示の減額

に伴いまして、工事請負費等の調整を行うもの
でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、
戻っていただきまして、67ページをお開きくだ
さい。

3款1項1目簡易水道事業補助金917万
6,000円の減額は、国の補助金内示額にあわせ
て調整するものです。

次の68ページ、6款1項1目一般会計繰入金
4,053万7,000円の減額は、一般会計から
の繰入金による財源調整でございます。

次の69ページ、7款1項1目繰越金
2,372万2,000円の増額は、右側説明欄の
とおり、純繰越金を今回計上するものでございま
す。

次の70ページ、9款1項1目簡易水道事業債
930万円の減額は、下甕島簡易水道建設事業の
国の内示による事業費減にあわせて調整するもの
でございます。

さらに前に戻っていただき、済みません、
64ページをごらんください。

第2表、地方債補正ですが、下甕島簡易水道事
業費の減額に伴い、限度額を2,490万円とする
ものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいた
します。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△議案第123号 平成28年度薩摩川内
市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第123号平
成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正
予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、議案第
123号平成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特
別会計補正予算について、説明いたします。

歳出から説明いたしますので、予算に関する説
明書（第4回補正）の84ページをお開きくださ
い。

1款総務費、1項1目一般管理費を38万
6,000円増額するものであります。消費税及び
地方消費税の確定に伴う公課費の増額補正であり
ます。

次に、歳入について説明いたします。82ペー
ジをお開きください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金726万
4,000円減額するもので、前年度繰越金の確定
により、一般会計繰入金を減額補正するものであ
ります。

次のページ、4款繰越金、1項1目繰越金
765万円を増額するもので、繰越金の確定によ
る補正であります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し
上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第132号 平成28年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第132号平成28年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第132号薩摩川内市水道事業会計補正予算について説明いたします。

別冊となっております、水道事業会計予算書、予算に関する説明書（第1回補正）の11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款水道事業費用、1項2目配水及び給水費、4目総係費につきましては、職員給与費の異動等に伴う調整と、2項4目消費税及び地方消費税2万5,000円の増額は、今回の給与費等の補正による増額であります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一）それでは、一般会計補正予算のうち、水道管理課、水道工務課に関する補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書（第4回補正）の33ページをお開きください。

4款3項1目水道費、補正額4,780万1,000円の減額は、右側の説明欄に記載のとおり、簡易水道事業特別会計及び温泉給湯事業特別会計への繰出金をそれぞれ減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第121号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。当局から説明がありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）議案120号では、ちょっと言うべきじゃないと思いましたので、所管事務で申し上げさせていただきます。

入来の湯之山館の湯を冷ますところから本館のほうのパイプが詰まりやすいということがあって、前回、それを恒久的に対策をしなきゃいかんということで、予算措置されたわけですけど、その後、どうなりましたか。経過の報告をお願いします。

○水道工務課長（四元新一）湯雨竹から湯之山に対しての配管の詰まりです。それに対しての対策としまして、予算をいただきまして、建築住宅課に執行委託いたしまして、湯雨竹を湯船の近く

に移設する計画で、今、業務委託のほうが終わりました。今後、工事のほうに入っていくということで、できるだけ管の延長を短くしまして、管をさらにすぐ取りかえられるような構造にということで、今考えておりました。そういった形で、進めているところでございます。今後、工事を一応するというので、今計画しているところでございます。

○委員（谷津由尚）済みません。湯雨竹って、大きな建屋を移動するっていうことですか。

○水道工務課長（四元新一）今、湯雨竹のある建物はあのまま残して、新たに近くのほうに、あれと同じような構造で、一応つくると。今のあそこにつきましては、一応、倉庫としても利用ができるし、ちょっといい利用ができるという形と。あと、あそこにあれがあるので、湯之山館という看板もつけてありますので、明かり等もあそこにつけてあります。だから、あれはあれで、一応残す形で、新たにつくったほうが経費的にもそんなに変わらないということで、一応新たにつくるという形で、今進めているところでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚）できるだけお客さんに問題がないようにやってほしいんですけど、この工事というのは、指定管理までに間に合うんですか。それとも指定管理委託した後になるんですか。

○水道工務課長（四元新一）一応、年度内にしっかりと完了させる予定で、今進めております。

○委員（大田黒 博）ちょっと関連ですが、湯雨竹の ― ほうきのような柄 ― で降りますよ、お湯が。あれで実際、3度、4度落ちるんですか、効果は。

○水道工務課長（四元新一）あれで空気に触れることによりまして、4度から5度落ちます。夏場については外気温がちょっと高いですので、一、二度と思いますけど、冬場につきましては、窓をあけて、風を通すことによって、相当差がありますので、水で割る必要がない。源泉かけ流しという形態になると思います。

以上です。

○委員（大田黒 博）ちょっと祁答院の大村温泉の件なんですけど、今、ボーリングをされてるんですよね。水道、ボーリングです。その温度を下げるためのものだと思うんです。温度を。53度。源泉が中学校の体育館で53度ですか。

ずっと運んできて、水路をはわすという構想もあられたようでしたけども、ボーリングを掘っておられますけれども、そういうのも含めて、その湯雨竹の小型化ちゅうのをまた設置するような紹介というか、そういうものは考えられなかったのか。そういう相談があったのか、話し合いがなされたのか。あったら、教えていただけませんか。効率が出ているのであれば。

○水道工務課長（四元新一）大村温泉の温度を下げることにしましては、有川商店さんのほうがいろいろ考えがあるということで、最初、譲渡する際も自分に考えがあると。それを試してみたいということで言われて、当初、土地改良の排水路があります。そこに配管は1本通してございます。2系統で今配管があそこは行ってるんですが。当然、それらも利用しながら、あと、もっといい方法が自分の中で考えがあるということで、それらを試してみると。湯雨竹については、湯之山館も何回ももう利用したということで、もう状況はわかってると。自分なりに方法、温度を下げる工面をしたいということと。あと、今、ボーリングを掘っていらっしゃるの、大きなのは水道料金が結構かかるもんですから、その水道料金を少しでも経費節減のために、長い目で見たら、ボーリングして、自家水を利用したほうが安く上がるんじゃないかというような相談は受けましたので、多分、その水道料金を減らすためのボーリングだと思います。水量が豊富であれば、当然温度を下げる何らかの施設についても、それを利用されるという考えもあられるかもしれません。でも、そこまで具体的には、まだ私も聞いておりません。ボーリングをするという話は一応聞いております。

以上でございます。

○委員（大田黒 博）わかりましたけど、水道料金を減らす。水道がその施設のずっと市を含めて町まで来てるわけです。水路配管がです。それを利用する方法も、市とすれば、ひとつ、そういうものの推進といいますか、促進といいますか、そういうのが必要じゃないですか。指定管理の方々がされる方向ばかりじゃなくて、そういう湯雨竹みたいな本当に夢のあるそういう物で温度を冷やしてるんですよとか。どうも、そこにボーリングをされて、「市の水道を利用しない。そういうのはどうかな」ちゅう意見も、ないもんじゃ

ないんです。ただ、全部、わかりましたという水道局のあり方も、少し問われるのじゃないかなと思うんですが。その辺は、その話し合いの中、水道局内でなかったんですか、それは。

○水道工務課長（四元新一） 確かに委員がおっしゃられることも一理あるかと思います。そういった中で、経費節減、水道料金が低いと。ボーリングをしたほうが安く上がるんじゃないかという相談を受けた中で、我々もそれは、確かに、我々としては当然水道を使ってもらって、料金収入を得たほうが我々の経営としては助かります。しかし、あそこの施設については譲渡しました。今後、譲渡したその譲渡先の有川商店さんが今後安定経営で長く施設を続けていただくと、それが一番地元にとって一番大きなメリットになるだろうということで、そのためには、じゃあ、経費節減やむを得ないな——そのボーリングです、ボーリングやむを得ないな——というようなこと、いろいろやりとりはしました。だから、一番我々が考えましたのが、もうちょっと経営が成り立たないから、もうちょっとやめたいと。それが一番ちょっと困るという状況の中で、できるだけ長く施設を経営を続けていただくためには、その収支が安定するのが一番いいと。その中で少しでも水道料金を落とす。その工面は、じゃあ、ボーリングという形、そこはやむを得ないなということで判断して、「一応、わかりました」ということで、一応協議は整ったところでございます。

以上でございます。

○委員（大田黒 博） 苦肉の策といたしますか、そういうものも感じられないでもないんですけれども、余りにも指定管理に委託して、そういうものを指定管理の言うとおりになるようでは、やっぱり、スムーズにきた物件でもありませんので心配りをしながら見ていただかないと、あそこに手を挙げようと思った方々もいい形でいかないのかなと思っておりますので、そういうのを含めて、水道局として対応をお願いはしておきたいと思えます。要望です。

○水道工務課長（四元新一） 今、委員のおっしゃられることは十分私どもも認識しておりますので、今後も、もう譲渡したから、あそこはもう全て任せっきりだというわけにはいきませんので、きちんと、こちら情報交換しながら、一応こちらの示した形、見守っていきたいと考えております。

す。

以上です。

○委員（新原春二） 4月からお客様センターが開設をして、それぞれ営業に入ってもらってるんですけども、今5カ月たった中で、いろいろいいこと、悪いこと、あるんじゃないかと思えますけど。そこ辺の開設をして、今までの状況というの、ちょっと報告をいただけますか。

○水道管理課長（草留隆志） お客様センターにつきましては、4月から今8月まで営業していただいております。お客様センターのほうで、窓口業務関係とか、滞納整理関係、収納、受付関係をしてもらってますけれども、大きな問題は1件もございません。お客様センターで受けたいろんな事案を水道局の職員がフォローするというようなこともございまして、今まで全部順調に営業としてはいっていると思います。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、水道管理課及び水道工務課を終わります。御苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第124号 平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第124号平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） おはようございます。下水道課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第124号平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

予算書の95ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。1款1項1目一般管理費の事項、公共下水道管理費127万3,000円の増額は、平成27年度の消費税及び

地方消費税の確定に伴う公課費の増額でございます。

次のページ。２款１項１目施設整備費の事項、公共下水道整備費７００万円の増額は、国の補助金である社会資本整備総合交付金の内示に伴い川内集落の重要な下水道の汚水幹線である向田汚水幹線、宮里浄化センターから宮里地区の約２キロ区間について、平成２７年度の耐震診断調査による対策候補の検討業務及び平成２８年３月から下水道整備区域として拡大いたしました平佐第二地区の汚水管の設計と業務委託に伴う委託料の増額でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、予算書の９２ページをお開きください。

３款１項１目公共下水道費補助金３５０万円の増額は、社会資本整備総合交付金であり、内示に伴い増額するものでございます。

次のページ、９３ページをお開きください。

４款１項１目一般会計繰入金３２７万３,０００円の増額は、歳出の補正に対応し、増額するものでございます。

次のページ、７款１項１目公共下水道債につきましては、１５０万円の市債を増額するものでございます。

次に、第２表地方債補正について説明いたしますので、前に戻っていただき、８９ページをお開きください。

地方債の限度額を今回の補正により、９,３１０万円から９,４６０万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１２５号 平成２８年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第１２５号平成２８年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第１２５号平成２８年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

予算書の１０５ページをお開きください。まず、歳出から説明いたします。

１款１項１目一般管理費の事項、農業集落排水管理費６１万６,０００円の増額は、平成２７年度の消費税及び地方消費税の確定に伴う公課費の増額でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前のページ、１０４ページをごらんください。

４款１項１目一般会計繰入金６１万６,０００円の増額は、歳出の補正に対応し、増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり

可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１２６号 平成２８年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第１２６号平成２８年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第１２６号平成２８年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

予算書の１１３ページをお開きください。まず、歳出から説明いたします。

１款１項１目一般管理費の事項、漁業集落排水管理費１３６万３、０００円の増額は、平成２７年度の消費税及び地方消費税の確定に伴う公課費の増額でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前のページ、１１２ページをごらんください。

４款１項１目一般会計繰入金１３６万３、０００円の増額は、歳出の補正に対応し増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１２１号 平成２８年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止しておりました議案第１２１号平成２８年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第１２１号平成２８年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち下水道課分の歳出について説明いたします。

予算書の３６ページをお開きください。

６款３項４目農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金を６１万６、０００円増額するものでございます。

次に、３８ページをお開きください。

６款５項５目漁業集落排水費では、漁業集落排水事業特別会計繰出金を１３６万３、０００円増額するものでございます。

次に、４２ページをお開きください。

８款５項４目下水道費では、下水道管理費において４月の人事異動に伴い職員２名の減による職員給与費等の１、５９０万９、０００円の減額及び公共下水道費において公共下水道事業特別会計繰出金３２７万３、０００円を増額するものでございます。

なお、下水道課分の歳入の補正はございませんでした。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第１２１号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○下水道課長（徳重勝美）今回はございません。

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）薩摩川内市の生活排水処理率という考え方で、今以上に公共下水道も延伸はできないと思うんですね。やっぱり財政的にも、大変これは負荷になりますから。となると、本市のその生活排水の処理率を上げようとした場合に、もう一つの方法でやる合併浄化槽に対する今、助成金があって、こっちのほうを合併浄化槽でもうやっていくしかないという選択にしかないんですけれど。特に、川北、川内川より北の地域が、以前は公共下水道のエリアの計画はあったわけですけども、これは多分実現できないだろうと私なりに思ってます。そうしたときにやっぱり残る手というのは合併浄化槽のエリアをどんどん広げていって、最終的に生活排水処理率を上げていくしかないというこういう姿勢を向こう10年、20年にわたってやっていくしかないと思うんですけれど。どうも下水道は下水道エリアで、例えば平佐町とかエリアになってるところには加入をどんどん促進はされてるはずなんでしょうけども、一方で生活排水処理率を上げようとしたときに、合併浄化槽の普及を促すような市の進め方というのはなかなか見えないですね。これ所管が違うっていうのもあるんでしょうけど、ちょっと水道局さんとしての見解をおっしゃってください。

○下水道課長（徳重勝美）今の薩摩川内市の公共下水道は、都市計画区域を平成26年に変更いたしました。向田側と大小路側も含めました形で面積が約723ヘクタールを都市計画決定して、今後、下水道の整備をおおむね平成30年以降、30年かけて整備していこうという計画で、平成26年に変更してございます。今現在、薩摩川内市、宮里、向田、平佐の一部を供用開始——259ヘクタール供用開始、しておりまして、今の宮里の浄化センターの処理施設が1機、一つの系列しかございません。今現在、一つの系列でもし故障トラブル等があった場合には、その流れてくる量——約3,250の計画量に対して今約2,000ぐらい流れてきているんですけども、約2,000トンの水をそのまま処理しないで川内川

に放流するという形になるおそれがございますもんですから、ことしから宮里浄化センターの第二機、もう一系列、整備をしていこうということで事業化して、今、進めているところでございます。そうしてきますと、面積的に約6,500トンぐらいの、日量の計画になっていきますもんですから、そうするとエリア的にも大小路のほうも一部区域に入れないと、今現在、今後整備する能力が出てきますので、先ほど委員が大小路のほうは今後ちょっと厳しいんじゃないかということもおっしゃいましたけども、私どもとしましては、大小路の合併浄化槽が入らない地区等もございます。そういうところを中心に、今後また計画しながらエリアの拡大をということで、今後すぐ始まるわけじゃございませんけど、おおむねそういう計画も持っております。

また、合併浄化槽の推進も下水道課のほうで推進しております。毎年、合併浄化槽の関係につきましては、広報紙で紙面をいただいて広報しているところでございます。そういうことで、汚水処理人口の普及がかなうような形で公共下水道、農集、合併浄化槽という形で両方のほうから下水道課のほうで推進を進めているところでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚）わかりました。考えなきゃならないのは、今から先、例えば20年、30年計画と今おっしゃいましたけど、その30年先、本市の人口がどこまで下がる見込みなのか。そうならないように総合計画とか総合戦略をやってるわけですけど、その辺の予定と計画、人口とリンクさせたときに、まちづくりとしては絶対に必要やと思うんです、私は、下水道は。ただ、それが本市の財政と見合ったことになるのかというその辺まで、30年先ですと、考えて今から動く必要あるなというのは痛感をしてまして、この第二系統の工事が必要だというのはわかります。スベアがないとトラブったとき、どうしようもないですから。ただ、だからといってそこまで広げるというのはどうかなという、今ちょっと試算をしないとわかりませんが、非常に大丈夫かなという思いをします。それよりは、コンセプトとして、もちろん下水道で引っ張っていけばいいんですけど、どうしても1戸当たりに対する今後のランニングコストとイニシャルコストを考えたときに、合併浄化槽のほうがいいんじゃないかというところ

ろがあるわけです。場所の問題も、ありなしもありますけども、その辺を考えたときに、再度その辺ちょっと見直す必要があるんじゃないかなと。30年計画とおっしゃったものですから、今ちょっとこういうふうに言わせてもらんですけど、いかがですか。

○下水道課長（徳重勝美） 国のほうも、おおむね今後もう10年以内で全ての下水道処理を概成させなさいという通知等も来ております。全国的には大都会のほうではほとんど公共下水道は100%もう整備されているところが非常に多い。まだ地方に来ますと、特に薩摩川内市は今まで公共下水道につきましては、雨水のほうを重点的に整備しておりまして、公共下水道の供用が始まったのが平成16年度からでございます。まだまだ今から整備をしなければならない部分もありますけども、先ほど委員がおっしゃいました建設コストを考えていけば、合併浄化槽のほうの推進も私どもは力を入れて、ある程度の時期が来たら、このまた公共下水道の区域の見直しというの也需要かなというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員（谷津由尚） 見直されるんだったら早いほうがいいと思います。早い時点でそのように方針変更されて、それに向かって合併浄化槽なら合併浄化槽で一点集中でいかれたほうが最終的には生活排水処理率というのに結びついていくだろうと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員（新原春二） 先ほど課長が申されたように、薩摩川内市の場合は、合併浄化槽、公共下水道ちゅうのが非常に遅れて、市民的にもなかなか認識されていない部分があったんですよね。先ほど言われました雨水の対策で、排水機場に力を入れてきたちゅうのがあって遅れてきたんですけども、そういう意味では非常に下水道課の皆さんが大変御苦労されてると思うんですけども。今、向田地区がもう終わって平佐地区の一部に入っていると思うんですけども、そこ辺のいつも接続率、そこは非常に気になっていくんですよ。向田の関係で今どのくらいになっていくのか、進捗状況はどういうふうになっていっているのか。今度、新しく平佐地区の完備がされて接続されていくと思うんですけど、そこ辺の今の現在の接続状況というのについて、御報告願います。

○下水道課長（徳重勝美） 今の平成28年7月末で約69%の接続率がございます。これ建物戸数でございます。まだまだ、まだ69%ですので、これからも私どもは下水道の接続推進ということで、先日、国道3号のリブンプラスのほうで下水道フェアというのを開催いたしまして、そこで下水道のPR等も行ったところでございます。

また、新たに平佐第二地区、約面積36ヘクタールの部分がございますけども、その部分につきましては、今、管渠の設計等の準備を進めておりまして、その地区の方々に住民説明会を開催したところでございます。今後は測量等進めていって、管渠を入れていく、埋設していくという流れになっております。

以上です。

○委員（新原春二） 先ほども言いましたように、なかなか公共下水道ちゅう部分で、市民的なニーズちゅうのがないので、全体的に何年まで市全体でやりますよちゅうことになると、認識的にも上がってくるんでしょうけども、一部分だけ特化しておりますので、そういう意味ではなかなか地域を指定をしても、認識がかなり薄いんじゃないかと思しますので、そこ辺の説明会を含めて十分その地域の方々に納得をしていただくちゅう意味で接続率の向上を、今後、図っていただきたいと要望します。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、下水道課を終わります。御苦労さまでした。

△建設維持課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、建設維持課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、審査を一時中止してありました、議案第121号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） 済みません。本来、建設部建設政策課から入るところなんですが、本日

午後から建設維持課災害査定が入っておりまして、建設維持課を最初にしていただくように御配慮いただきました。どうか、よろしくお願い申し上げます。

○建設維持課長（内田俊彦） それでは、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設維持課分につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

予算に関する説明書の41ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費でございます。右側説明欄をごらんください。423万2,000円の増額は、職員の異動に伴う給与関係の調整による増額でございます。

続きまして、45ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費でございます。右側説明欄をごらんください。建設維持課分は、災害予防応急対策費の1,000万円の増額で、豪雨や台風災害等による崩土等の処理による特別災害復旧補助金に対するための増額でございます。

続きまして、53ページをお開きください。

11款2項1目現年公共土木災害復旧費でございます。右側説明欄をごらんください。412万8,000円の増額は、職員の給与関係の調整による増額でございます。

同じくその下の欄になります。

11款2項2目現年単独土木災害復旧費でございます。右側説明欄をごらんください。700万円の増額は、豪雨や台風等による単独災害復旧費にかかわる工事費の増額であります。

これで、歳出の説明を終わります。

今回、歳入についての補正はございません。

以上で、建設維持課に係る平成28年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第121号一般会計補正予算の審

査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建設維持課長（内田俊彦） 所管事務報告といたしまして、これまでの災害復旧等についての報告をさせていただきたいというふうに思います。

さきの6月議会の中で、公共災害の発生として10件、単独災害が40件発生しているということで報告をさせていただきましたが、それ以降の豪雨等により公共災害が6件ふえて16件に、単独災害が67件ふえまして107件となっております。

災害復旧事業につきましては、去る8月22日から実施された5次査定と、先ほど部長のほうから説明がありました。きょうから始まります6次査定を受けることとしております。

災害復旧事業等につきましては、単独災害も含め、早期復旧に努めていきたいというふうに考えております。

また、土曜日、日曜日、台風等も来たんですが、これによる災害等は、大きな災害等の報告はございませんけれども、甑島地域で3件ほど小さな崩土があったというような報告はいただいております。

それで、きのうの夕方ぐらいまでも風等、雨等ありましたので、現在、甑のほうでは午前中をめぐりに再調査を行うということできております。

また、それによつては、若干ふえる可能性もあるかなというふうに考えております。

今後も台風、豪雨等の恐れがございますので、これまで同様、迅速な対応に努めるとともに、日ごろより道路、河川等の維持管理に適切に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、所管事務報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま、当局の説明がありました。これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 本市のいろんな道路の悪いところがあつて、例えば大雨が降って大きな穴があいてますが、「すぐ直してください」とか、そ

ういう情報というのが命になるわけですが、どうしてもその情報がおそい、タイムラグがあるという場合もあって、今から先の行政のあり方というのを考えたときに、薩摩川内市のような非常に683平方キロって広い中にあって、ここで言うのが適切かどうかわかりませんが、その中でもちょっと職員もまた減らしていかにやいかんとか、支所もちょっと縮小せんにやいかんとかいう。

だから、管理する側としては、全く逆にいって、るわけですね。それを、今後、そういう中で例えば道路に対する緊急的な対策とか、発見してからすぐ手を打つという、まずはそこにこういう問題があるという情報をどうやっていち早く収集するかというところのノウハウが相当要求されてくるんだと思うんですけど。実は、どこでしたっけ、どっかで聞いたんですけど、最近スマホが非常にやっているもんですから、スマホを使ったアプリを、多分、御存じだと思うんですけど、どっかの自治体が使っていて、例えば道路に穴があいているところがあったら、市民の方がその写真を撮って専用アプリで送るといふ。

それが情報としてきたら、すぐ写真もあるわけですから、レベルもわかるわけで、というのはこれなかなかいいなと。つまり行政として自分たちで見て回るとか、そういう労力を削減されますし、市民からの情報を待つということにしても特にその通行車両が少ない山道なんかは、なかなかタイムラグが——すぐに情報が上がってこないとかいう面も——あって、解決するもう一つの策になるんじゃないかというふうに思ったんですけど、それはおわかりになりますか。何かもし、今お考えがあれば御答弁をお願いします。

○建設維持課長（内田俊彦） 今後、人員等も減っていくだろうというような話もございましたけれども、私どもといたしましては、定数ヒアリングの関係の協議もさせていただいております。

その中で、建設維持課につきましてはいろんな要望も多いということで、人員増につきましても要望しているところですが、なかなか実現されないというのが現状のところでございます。

今、谷津委員のほうからありました、そういったアプリの活用とか、そういったのを紹介いただきましたけれども、今のところ、我々が現状やっているのは、市民の方々の通報、後は我々が現場に行くときとか、帰ってくるときにパトロールも

兼ねながら行って処理をするというふうなのが現状でございます。

今、おっしゃられたような新たな取り組みというのにつきましては、今、現在のところ考えておりません。

○建設部長（泊 正人） 管理の関係ですね。先ほど言われました、スマホどうのこうのっちゅう話なんですけど、現在、企画政策部の情報政策課が地域情報システムのそういう構築ということで建設維持課については、まずは職員がスマホ、その辺でやる。それを市民にも周知をしていくと。立ち上がったばかりなんですけども、そういう協議会が。それについて情報政策課のほうで、まずは建設維持課のそういうことから手がけようということで動き出したのはありまして、建設維持課の職員も一人、そのチームに入るようになってきたという動きがあります。

それと、今、課長からもありましたけれども、以前は郵便局と協定を結んで配達員さんの方々が、配達中に気がついたら情報をくださいということもありますので。今後は、タクシー、あるいは宅配業者等も含めた形で、これは全庁的に、この建設維持課の関係だけでなく、企画政策課が窓口になって協定を結びましたので、それについて具体的な動きをしていきたいというふうに。

もちろん、課長からありましたとおり定数の拡大であるとか、そういう職員の連携というのも強化をしながら進めて行きたいと思います。

その地域情報システムの話は、近く具体になっていくと思います。

○委員（谷津由尚） ぜひお願いします。

今、道路の例えば穴とか、そういうのを事例に私申しましたけど、実は災害が起きたときに川の水位が今どういう状態になっていて、堤防が今どういう状態になって何ていうのは、なかなか言葉では伝わらないんですよ。

百聞は一見にしかずで、それを映像で見ることによって瞬時にものは伝わるわけで。その辺の情報伝達のスピードという意味でも、これは将来的には必ず役に立つだろうと思いますので、費用としては恐らくお一人の person 費の年間の何分の1かで済むと思いますので、ぜひ、早いところ、これをシステム化して使っていただきたいと思います。

以上です。

○委員（新原春二） 若干、関連もしますが、非

常に今スピーディーな仕事をしてもらって、非常に市民としては助かっている部分もあります。

特に、補修班の動きが、非常に市民の皆さんに非常にうけてて、ここはこの部分をやっぱり拡張する必要があるんじゃないかと私は思ってるんです。

業者さんもそれぞれ、業者さんのほうにお願いをされるっちゃうのもスピーディーなところもあるんですけども。業者さんもそれぞれ仕事を抱えての部分ですので、なかなかさっとできるところとできないところがあると思うんですけど。その補修班の動きですね。何名、どのくらいで、どの地域を、どのような補修をされているか、その報告をしていただければいいかな。

○建設維持課長（内田俊彦） 道路維持補修班につきましては、本庁地域が9名おります。9名で旧川内市と東郷地域を対応しております。それから樋脇地区が3名、それに臨時職員ということで合わせて4名です。それから、入来地区が同じく4名、それから祁答院地区も4名です。それから上甕と里地域で1名、下甕で3名、鹿島地区が1名という形で補修等をしていただいております。

内容につきましては、本庁でやっているような道路伐採とか、緊急の穴の補修とか、そういったもの等々を実施していただいているところでございます。

○委員（新原春二） 先ほどの谷津委員のほうからもありましたように、スマホを使ったそのシステムがありますと、非常に今出てるんだけどその近くに情報が入ったっちゃうことで、今携帯でもあるんでしょうけども、そういったスマホでのやり取りというのが非常に効果があって、スピーディーな補修ができると思います。そういうことも含めて、非常に補修班の方々、暑い中で一生懸命頑張ってもらっていますけど、できればこういうものをもうちょっと拡充をしながら、拡大ができれば、そういうふうなことをしていただきたいというか、要望にしておきます。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

△建設政策課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、建設政策課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二） 建設政策課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、建設政策課分について御説明いたします。

各会計予算に関する説明書の第4回補正の20ページをお開きください。

2款1項13目地籍調査費において、22万7,000円を増額し、補正後の額を7,401万6,000円とするものであります。補正の内容であります。説明欄記載のとおり、事項、地籍調査事務費、及び事項、用地管理事務費におきまして、本年4月1日付け人事異動に伴い、職員給与等を調整するものであります。

次に、40ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費において、1,421万8,000円を減額し、補正後の額を2億3,963万円とするものであります。

補正の内容であります。説明欄記載のとおり、事項、土木総務費において、同じく本年4月1日付けの人事異動に伴い、職員の給与等を調整するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第121号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設政策課長（須田徳二）今回、特に報告する事項はございませんが、6月議会の当委員会において、南九州西回り自動車道阿久根川内道路の平成28年度の事業内容について、地質調査、ボーリング調査のみとしておりましたが、追加で県のレッドデータブックの改定等に伴い、追加の環境調査と阿久根側で一部概略設計が実施されるとのことであります。

以上であります。

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）今の西回り自動車道の阿久根道路の関係ですが、非常に、当初計画からすれば若干進んだような話を今聞いたんですけど、相対的にはやっぱり全体的な流れとしては、進む方向にあるんですか。

現在、どの時点で土地買収に入っていくのかちゅうのは、皆さん非常に興味のあるところですけども、そこら辺の見通しはどうでしょう。

○建設政策課長（須田徳二）ただいまの御質問ですけれども、当初、全体22.4キロ、全体を測量して、全体の地質調査、全体の概略設計という形で説明を受け入れてたわけですけれども、基本的には工事を進めるのは部分的にしか当然進めていけませんので、国道事務所が考えてるのは阿久根側から入っていくために概略設計を出したんだらうということで考えています。

予算的には、当初、来年度が概略設計ということで伺っておりますので、来年度は川内側全体が進んでいくだろうということで考えております。

概略設計が終わった後、用地が確定し、用地の幅杭が打たれた段階で用地の説明会が行われ、用地買収に入っていくという格好ですので、今のところはまだ2年、3年後だと考えております。

ただ、要望等でそういったところは国のほうに積極的に市長初め、補正予算も含め、つけていただくよう、要望等についてはやっているところがございます。

以上です。

○委員（新原春二）市民はやっぱり、「いつ、いけんなどかい」と非常に注目の的ですね。

国の予算も伴うことでありますので、そこら辺の情報は早く先取りをしながら、地域の住民の方たちには推移について、逐次報告をされて、市民の方に不安のないようよろしくお願いします。

○建設政策課長（須田徳二）地域の方々に国道事務所のほうから、毎年、年度初めに説明をしていただけないかどうかの、国道事務所に、今、要請をやっているところです。地区コミ、関係自治会ですね。本当なら市民全体を対象にやりたいところなんですけど、なかなか集まらないというふうに考えておりますので、せめて西回りの関係自治会、コミュニティ等には会長、役員を含めて説明をする機会を設けていただきたいということで、鹿児島国道事務所のほうに要請しているところがあります。

以上です。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

△建設整備課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設整備課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、審査を一時中止してありました議案第121号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）議案121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書（第4回補正）の41ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費で、補正額1,234万6,000円の減額であります。

補正の内訳は、右側説明欄に記載の一般道路整備事業費は1,518万4,000円の増額で、主なものは職員の人事異動に伴う給料など、481万6,000円の減額及び工事請負費は国か

らの交付金の内示に伴い2,000万円増額するもので、現在、川内地域の寄田地区で交通安全の向上のため、整備中の新田・大山線の早期整備を図るために行うものです。

なお、中甕・江石線、鳥ノ巣線整備事業費は国からの交付金の内示に伴い、減額するものです。

次に、43ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費で、補正額2,659万3,000円の増額であります。

補正の内訳は、右側説明欄に記載の公園管理事業費は工事請負費が主なもので、国からの交付金の内示に伴い、4,330万円増額するもので、現在、川内川の河川空間を市民の憩やまちおこしのために整備している向田地区かわまちづくり事業で施設整備を図るために行うものです。

なお、三堂公園整備事業費は、国からの補助金の内示に伴い減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻りまして11ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金、1節道路橋梁費補助金について説明いたします。

補正額295万5,000円の減額になります。右側説明欄に記載のとおり社会資本整備交付金になります。これは、先ほど支出のところで説明いたしました中甕・江石線、鳥ノ巣線整備事業費で、国からの事業内示に伴い減額するものです。

下段の3節公園緑地事業費補助金について説明いたします。

補正額900万円の減額であります。右側説明欄に記載のとおり、公園施設整備事業補助金になります。これは、先ほど、歳出のところで説明いたしました三堂公園整備事業費で国からの事業内示に伴い減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第121号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設整備課長（吉川正紀）今回ありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

△都市計画課の審査

○委員長（宮里兼実）次に、都市計画課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、審査を一時中止してありました議案第121号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、都市計画課に係る補正予算の歳出について御説明申し上げますので、薩摩川内市各会計補正予算書、予算に関する説明書の42ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。

事項、都市計画総務費において、人事異動及び共済負担金の財源率引き下げに伴い、職員給与費等を減額するものでございます。

なお、歳入についてはございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第１２１号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）所管事務調査におきまして１件報告をさせていただきたいと思えます。

主要事項処理経過報告の第３８号においても報告いたしているところでございますが、景観重要資産の指定について報告させていただきます。

委員会資料をお開きください。

本市では、平成２１年に策定した薩摩川内市ふるさと景観計画に基づき、本市の持つ景観資源を市民共有の財産として保全活用し、次世代へ引き継ぐことを目的として景観啓発を初め、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

そのふるさと景観計画の取り組みの一環といたしまして、歴史的、文化的な価値があり、地区住民が誇りに思い、地区のシンボルやイメージとして積極的な保全活用がなされ、今後も地元を中心に守り、後世へ伝えていく資産について地区コミュニティ協議会が景観重要資産として提案する景観提案制度を設けているところでございます。

今回、下甌の西山地区コミュニティ協議会より、先人から受け継ぎ、今後も地域のシンボル、地域の誇りとして大切に保存するために、地域住民により維持管理を行っている旧西山小学校の校庭の石垣につきまして、景観重要資産への提案があったことから、５月３１日に景観審議会において現地視察及び審議を行い、８月１９日に本市第１２番目の景観重要資産として、資産名称「旧西山小学校と瀬々野浦集落～先人から受け継ぎ育んできた校庭の石垣～」として指定を行ったところでございます。

今回の指定が、地域として利活用、維持管理を行う上での後押しとなり、さらに石垣や旧西山小学校への想いが、後世受け継がれていくことを期待しているところであります。

なお、この景観重要資産の指定につきましては、これまで建造物や樹木など１１カ所の指定を行ってきたというふうなところでございます。

今後とも良好な景観の形成に向けて啓発活動を初め、さまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で、所管事務調査の報告を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま、当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

○委員（新原春二）まず、１２カ所目の西山小学校ですね。これは了解なんですけども。今回１２カ所になるんですけど、１２カ所の管理は地域のボランティアでされているのか、何がしかの補助が出るのか、そこら辺はどうですか。

○都市計画課長（山村昭一郎）管理は基本的に地域のほうにお願いをしているというふうなところでございます。

ただ、管理を行う上で、例えば高いところの枝を切ったりだとか、地域の人たちがやるにあたっては危険が生じたり、もしくは例えば樹木の管理なんか、専門性が高いというふうなところにつきましては、最大１０万円の補助を出すというふうなところまでなっているというふうなところでございます。

○委員（新原春二）例えば西山小学校の跡地、瀬々野浦集落をするわけなんですけども、範囲としてはかなり広いですね。そうした場合に、今の話を聞けば相対的にはボランティアですよ、例えば危険箇所とかどうしてもボランティア出来ない部分については１０万円を上限として補助を出しますよということで理解していいんですかね。それでいいんですか。

○都市計画課長（山村昭一郎）そうですね。そのとおりでございます。

○委員（新原春二）そうしますと、非常に瀬々野浦集落なんてかなり広いですね。そこら辺で瀬々野浦の方々が管理をされると思うんですけども、恐らくゴールド集落になっていると思うんですけども。そこら辺の管理がきちんとできていくのか。将来的に藤本の滝だとか、結構、山間部が結構多いので、そこら辺のこれをずっと維持をしていくうちゅうことになると、非常に労力と金もいると思うんですけど。そこら辺の将

来的な見通しच्छゅうのはどんなもんですか。

○都市計画課長（山村昭一郎） 済みません。私もちょっと言葉足らずのところがございます、今回の指定に関しまして地域の方々が維持管理を行っているというのは、校庭の石垣ですね、石垣だけを管理をされているというふうなところで、校庭の例えば上の、校庭の部分につきましては、財産活用推進課のほうで年に数回の管理を行っているというふうなところでございます。

今回、西山地区コミのほうから上がってきたのは、一番最初、校庭の石垣と、ポイント的にちょっと上がってきたものですから、校庭の石垣がつくられてから100年程度たつんですけども、半分ぐらい以前災害でちょっと壊れてしまって、普通のコンクリートになってるんです。残りの石垣を地域の方が想いを持って管理をされているというふうなところで。

指定をする場合にちょっと余りにもポイント的過ぎましたので、地域の方々が想いを持ってやられてるというふうなところから西山小学校の石垣と瀬々野浦集落というふうな名称をつけさせていただいたというふうなところでございます。

例えば、藤本の滝等につきましても、地域の方でやられてるというふうなところは、滝自体をどうの、こうのというのはないんですけど。滝に行くための遊歩道を若干、杭を打ったりだとか、そういうふうな管理をされているというふうなところで。そこを用いて地域のほうが祭りなり、人を集めたりだとか、そういうふうなものに使われてるというふうなところから考えると、なかなか今後高齢化にもなってきた、なかなか維持管理が難しい部分はあると思うんですけども、できるだけその地域の方々の想いの中でそういうふうなことをやっていくと。足りない部分については行政のほうができる限りの支援を行っていくというふうなやり方で今後もやっていく必要があるのかなというふうに考えております。

○委員（新原春二） わかりました。これはもう全て観光資源ですよ。観光資源ですので、これはもう都市計画だけの範疇じゃないと思いますので、これは全市的な観光を含めた施策をしないといけないと思うんですね。これからまた補修とか、当然出てくるでしょうから、そののやっぱり縦断的な市全体の観光資源をどうするかという意味でぜひ御検討いただきたいと要望しておきます。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、都市計画課を終わります。御苦労さまでした。

委員の皆様にお諮りします。都市計画課になってますけれども、入来区画整理の方がもう昼からになっては仕事ができないそうですので、入れかえてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） それでは、入来区画整理推進室。

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

△議案第129号 平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第129号平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 議案第129号平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算の内容について、歳出のほうから説明いたしますので、予算に関する説明書の153ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、1億1,909万4,000円を減額するものであります。

右側をごらんください。主なものは国庫補助金の内示減により、工事請負費及び補償金の減額を行うものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻りまして149ページをお開きください。

3款1項1目国庫補助金8,270万円の減額は補助金の内示減によるものであります。

次に、150ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金2,700万円の増

額をお願いをしております。

これは一般単独分の建物移転につきまして、1戸移転見込みがついたことから、増額をお願いするものであります。

次に、151ページをお開きください。

5款1項1目繰越金80万6,000円は前年度決算余剰金の確定に伴い、純繰越金を計上するものであります。

次に、152ページをお開きください。

7款1項1目土地区画整理事業債6,420万円の減額は、国庫補助金の内示減に伴い財源調整をするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 国庫補助の内示減ということなんですけど、例えば単年度で1億1,900万、これが減額されて、それがこの事業の、全体の入来温泉場地区の区画整理事業の進捗にはどう影響がってますか。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） この交付金の減額っていうか、去年あたりから結構、交付金が厳しくなしまして、減ってるんですけども。今回のこの補正予算を考慮した形でいきますと平成28年度終わった時点で進捗的には81.1%になります。

計画自体が66億全体でございますので、今回の補正を考慮しますと53億5,100万ほどということで、残が12億4,800万ほどということになってきております。

以上です。

○委員（谷津由尚） 残が、12億4,800万ということで。例えば来年以降、国庫補助が1億ベースで削られてっても大変なことになりますよね。

そういうのは、当初予算を作成されるときに配慮が入るんですか。

○建設部長（泊 正人） 今回の国庫補助の内示が非常に低いというような、今ありましたように昨年ごろからそういうふうになっております。

言い方はどうか分かりませんが、その辺もあって、ある程度多めの当初要求というのもしております。ただ、この入来とか、天辰とか、都市計画

とか別々ではなくて、市一つで国から来るわけで、その中で事業の進捗状況、今回については天辰のほうで橋梁をかけてる途中で、「そちらを終われせにやいかん」ということで、県のほうがそちらのほうに配分したと。ですから入来については、この分、来年度に何とか多めにくださいと。そういう市全体のパッケージの中での調整を県のほうからされてきておりますので、「一億も少ないと、入来区画がどんどん遅れるじゃないか」という話もあるんですけど。この平成28年度の事業の中身等を見たことでちょっと天辰であったり、駅前白和であったり、そういうところに配分がいったということですので、来年度以降また入来のほうに、また天辰がそういうふうに落ちますので、逆に入れかえていただけるのではないかとというふうには県とは相談をしているところです。

○委員（谷津由尚） 本市の天辰、入来、それと駅前の大きな事業の中での合計の予算というのは、じゃあそこでの削減というのはないという認識でいいんですか。

○建設部長（泊 正人） 全体的には、要求に対して、四十何%しか来ていません。ですから、全体的には落ちているんですけど、落ちた中でも他の事業箇所との調整の中で本年度はこういう結果で配分がされてきたということで、もちろん事前に話をして何とかありませんかということでもやってるんですけども、どうしてもそういう国の内示というものがあまして、こういった濃さ、薄さになっているところです。

○委員（谷津由尚） いずれにしても、その要求に対し50%未満しかないというのであれば、どっかの事業に影響が出るわけですから、まずは例えば天辰だと、国の堤防事業に引っかけてやってるわけで、そういう根本的なところが削減されるというのは例えばですよ、川内川の抜本改修というのは国の事業であって、そこに対する解釈の仕方が難しいと思うんですけど、そこに対する金額が削減されるのであれば、もうこれは本末転倒だと思いますので。その辺の件については、県を通じて国とかに定期的には何らかの形でそういう予算を削減するようなことはもうせんでくれという要求を定期的にやっぱり出していただきたいと思います。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第121号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、入来区画整理推進室にかかわる歳出について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の42ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費において、入来区画整理推進室分として、2,700万円の増額をお願いしております。これにつきましては、入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計への繰出金であります。

先ほど、特別会計で説明いたしましたけれども、一般単独分の建物移転につきまして1戸移転見込みがついたことから増額をお願いしたものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第121号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）特にございません。

○委員長（宮里兼実）これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）先ほど、89%の進捗率ということでありましたけれども、建物移転が大体何戸数ぐらい予定をされてるんですか。それだけ1件お願いします。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）計画でいきますと195戸ありまして、本年度12戸予定をしております。この12戸が全部終わりますと167戸で執行率としましては85.6%、残りが28戸余りということになります。

○委員（新原春二）それについては、計画どおり今のところ推移をしているということですよ。

特に、困難な移転とかいうのはありませんか。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）現在、ありません。

○委員長（宮里兼実）よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

○委員長（宮里兼実）ここで休憩いたします。おおむね13時から。

~~~~~

午前11時55分休憩

~~~~~

午後0時57分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△区画整理課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、区画整理課の審査に入ります。

△議案第127号 平成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第127号平成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） 議案第127号平成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、歳出のほうから御説明申し上げます。予算書、予算に関する説明書の127ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、4,838万1,000円の減額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

給料の32万8,000円、職員手当等2万9,000円、共済費38万2,000円は、職員の給与の増減及び異動等により、給与調整を行ったものであります。工事請負費の6,728万9,000円につきましては、内示額による減額分と一部補償金への組みかえにより減額するものであります。補償金1,958万9,000円については、工事進捗状況に伴い、電柱移転及び水道管移転に伴う補償金が不足するため、工事請負費の一部を補償金へ組み替えるものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前に戻っていただき、121ページをお開きください。

2款1項1目土木費負担金51万1,000円は、新立山橋の水道、ガス管の橋梁添架のために、橋梁負担金として収入するものでございます。

次に、122ページをお開きください。

3款1項1目国庫補助金2,672万5,000円は、社会資本整備総合交付金の内示額に伴い減額するものであります。

次に、123ページをお開きください。

4款1項1目県補助金171万8,000円は、社会資本整備総合交付金の内示額に伴い減額する

ものであります。

次に、124ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金328万8,000円は、歳出の補正に伴う財源調整により減額するものであります。

次に、125ページをお開きください。

6款1項1目繰越金203万9,000円は、前年度繰越金であります。

次に、126ページをお開きください。

8款1項1目土地区画整理事業債1,920万円は、内示額の減額に伴い、合併特例事業債を減額するものであります。

次に、118ページをお開きください。

第2表地方債補正については、起債対象額の減額に伴い、限度額の変更をするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第128号 平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第128号平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） 議案第128号平

成２８年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算の内容につきまして、歳出の方から御説明申し上げます。予算書、予算に関する説明書の１４０ページをお開きください。

１款１項１目土地区画整理事業費において、１，４４２万９，０００円の減額補正をお願いしております。

備考欄をごらんください。

共済費１２万９，０００円は、財源率の変動により減額するものであります。委託料１，４３０万円については、内示額に伴い減額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただき、１３７ページをお開きください。

３款１項１目国庫補助金１，３５０万円は、社会資本整備総合交付金の内示額に伴い減額するものであります。

次に、１３８ページをお開きください。

４款１項１目県補助金７６万８，０００円は、同じく、社会資本整備総合交付金の内示額に伴い減額するものであります。

次に、１３９ページをお開きください。

５款１項１目一般会計繰入金１６万１，０００円は、歳出の補正に伴う財源調整により減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第１２１号 平成２８年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時中止してありました議案第１２１号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 議案第１２１号平成２８年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、区画整理課に係る一般会計補正予算の歳出について御説明申し上げますので、予算に関する説明書の４２ページをお開きください。

８款５項３目土地区画整理費であります。備考欄をごらんください。

天辰第一地区、第二地区土地区画整理事業特別会計の補正に伴い、一般会計からの繰出金３２８万８，０００円と１６万１，０００円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第１２１号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

**○委員長（宮里兼実）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 特にございません。

**○委員長（宮里兼実）** これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

---

△建築住宅課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建築住宅課の審査に入ります。

---

△議案第１１９号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）まず、議案第１１９号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第１１９号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議会資料の１ページをお開きください。

改正内容は、老朽化の著しい中郷住宅１棟３戸及び入来町浦之名にあります小路住宅２棟５戸について、その用途を廃止しようとするものでございます。

改正後の市営住宅の管理戸数は９２団地３１９棟２,０３９戸となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜）直接、中郷住宅ではありませんけれども、大変古い住宅がまだどっさり残っていると思うんですが。中郷住宅とどっちが古いか、水引東住宅ってあるじゃないですか、３号線沿いに。あれも非常に古いような気がするんですけども、あの建物も空いたら、解体していく方針だったんですか。

○建築住宅課長（福島和朗）市営住宅の今後の活用方針とか活用計画につきましては、昨年度計画しました公営住宅の長寿命化計画というのを見直しを行いまして、市営住宅の全てを今後どのように活用していくかということで、今後１０年間で決めております。その中で、今後、利用価値が少ないとか、狭小であるとか、そういうところは用途廃止をしましょうと。敷地が広いところは建

てかえとか、その他有効活用をしていきたいと思いますとかいう形で計画をしております。

旧川内地域におきましては、今、下園委員のほうから出ました水引東住宅につきましても、現在、政策空き家という形になっておりまして、もう今後、新しくは入居者を入れないと、空いたところから随時解体をしていこうという計画になっております。

中郷住宅と同様、水引東住宅につきましても、１棟丸々入居者がいなくなれば、用途廃止、解体をしていくという計画にしております。

以上です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第１２１号 平成２８年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第１２１号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第１２１号平成２８年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書の４０ページをお開きください。

まず、歳出予算について説明をさせていただきます。

８款１項２目建築指導費の１,８０３万

3,000円の増額は、19節負担金補助及び交付金で、内訳は特定建築物耐震改修工事補助金と危険廃屋等解体撤去促進事業補助金です。

特定建築物耐震改修工事補助金は、不特定多数の者が利用をし、耐震診断を義務づけられている一定規模以上の建物、具体的には3階建て以上かつ5,000平米を超える建物ですけれども、この建築物の耐震改修工事に対しての補助金でございまして、それを交付する事業で、社会資本整備総合交付金の補助対象限度額の拡大と対象面積の確定に伴いまして増額をお願いするものでございます。

もう一つの危険廃屋等解体撤去促進事業補助金は、市内の施工業者を利用し、危険廃屋等を解体撤去するものに対して行っている補助事業で、今年度は4月の15日から補助金申請の受付を行いましたけれども、5月6日には当初予算の枠一杯となりました。今後の申請見込みにより増額をお願いするものでございます。

44ページをお願いいたします。

8款6項1目住宅管理費の369万1,000円の増額は、4月の人事異動に伴う課内職員の給料、職員手当、共済等の調整が補正の理由でございます。

続きまして、歳入予算について説明いたします。

11ページに、済いません、戻っていただきまして、15款2項6目土木費補助金、4節住宅費補助金は耐震改修促進事業補助金で、国からの社会資本整備総合交付金です。補助率は、市が事業者に補助する額の2分の1となります。

13ページをお願いいたします。

16款2項6目土木費補助金、1節住宅費補助金は耐震改修促進事業補助金で、これは県からの補助金になります。補助率は、市が補助する額の4分の1となります。

続きまして、債務負担行為の変更について説明をさせていただきます。

予算書、予算に関する説明書の6ページをお願いいたします。

2の変更の建築物耐震化促進補助ですけれども、先ほど歳出予算の建築指導費のところの説明させていただきましたが、大規模建築物の耐震改修工事が今年度から3カ年にわたり行われるために、2年目、3年目の債務負担行為になります。補助対象限度枠の拡大と対象面積の確定に伴い、限度

枠の増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建築住宅課長（福島和朗）特にありません。

○委員長（宮里兼実）これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）今のこの補助金の関係じゃないんですけども、市内に危険廃屋がいっぱいあると。それについて、市民から撤去してほしいと。例えば、住宅に寄りかかっているとか、それが道路に倒れかかっているとかいうのが結構あって、いろんな御相談があると思うんですけども。そこら辺の査定は建築住宅課でされるわけですか。

あと、市で撤去をするとかというのは上のほうでするんでしょうけども、そこ辺の査定のいきさつ、プロセスはどういうふうになっていくのか、御説明を。

○建築住宅課長（福島和朗）これまでも、市民

の方あるいは地元の自治会の会長さんとか、そういう相談は建築住宅課、あるいは内容によっては環境課であったり、都市計画とか防災安全課とか、それぞれ来てると思います。

建築に来た分につきましては、まず、現場のほうの状況を確認をさせていただきます。内容が、建物につきましては、まず、これまでの状況でありましたら、お願い文書という形で、所有者あるいはその関係者の方に、所有者がわからない場合もありますし、地元の方に聞いて、お手紙を出させて、これはもうお願いという形でございます。それで、所有者の方、返答をいただいて対応をしていただける方もおられれば、なかなか対応がしていただけない、状況がわかるんだけど先立つものがなかなかというようなことで、なかなか難しいところもございました。

それで、特別措置法ができまして、昨年条例もできまして、本会議のほうでもそういう御質問がございましたけれども、今後、指導であったり勧告とかそういう形では進んでいくとは思いますが、現在、今来ているそういう状況でお願いをして、ごく最近も、この台風の前もあったんですけれども、なかなか所有者の方ができないところもございます。

そこにつきましては、過去にもございましたけれども、防災安全課あるいは消防局とも連携をとりながら、迫ったところでは、どうしても、本当はその所有者にさせていただきたいんですけれども、なかなかできないところは応急的に防護のネットを張らせていただいたり、それにつきましては、本当は所有者の方がしていただかないといけないんだけどという前置きをしながら、お願いをしながら、しかし差し迫った状況にある場合は、そういうことをした事例も何件かはございます。ありがたいことに、納得していただいて、解体していただけるケースもありますし、なかなかそこまでいかないケースもありました。

これまで、建築住宅課としてはお願いという形でしたけれども、今後、そういう特措法あるいは条例ができましたので、それにのっとって、状況の悪いところにつきましては、防災安全課のほうも言っておりますけれども、今後は肅々と、また。その前に今年度もう一回、平成23年より現在の調査をやっていますけれども、状況は大分変わっている可能性が十分にございますので、もう一回

調査をやりましょうということになっておりますから、それを踏まえまして、状況がもう厳しいようなところは、それなりの手続を踏んでいくという形になろうかと思います。

以上です。

○委員（新原春二）そういう状況はよくわかるんです。そういう何らかの手だてをしなきゃいけないんだけど、庁舎内で、やっぱり建築住宅課がする範疇、それから防災がする範疇、あるいは環境がする範疇、いろいろさっき話があったんですけども。これは特別措置法をこれからまた施行していく場合に、建築住宅課が調査をして、これは危険ですよと認めるのか、あるいは防災安全課がこれらの調査をして、これはもう危険ですよという調査をされるのか、そこ辺の一体感がないといけないと思うんです。そこら辺の、市民が来た場合に、どこにそれは行けばいいのか、建築住宅課になのか防災なのか環境なのか、そこ辺がなかなかピンとこないというのが、まず一点ありますので、そこら辺の窓口をやっぱり一本化されたほうがいいのかと、まず、それが一点です。

もう一つは、当然、持ち主がするというのが大原則ですので、それはそういうことで御指導いただければいいんだと思いますけども。例えば、その持ち主が土地は借りて家をつくって、もう壊れて住めない。それを撤去せないかんといった場合に、例えば、その持ち主が生活保護を受けていたらしゃる家庭だとすれば、そこら辺の支払い能力ということからしてなかなか厳しいのかなというふうにも思いますので、そこら辺がやっぱり、生活保護を受けていたらしゃっても持ち主の方に未来永劫そこを撤去をしていただくお願いをしていくのか、それでなくても、ある一定程度もきたら壊すのか、そこら辺の事例というのはどういうふうな経緯をたどっていくのか、2点をお願いします。

○建築住宅課長（福島和朗）まず、1点目でございますけれども、この条例をつくる中で庁内の関係課が寄りまして――防災安全を中心に建築だったり都市計画、環境とか消防、寄りまして――協議をして、条例という形になっておりますけれども。相対的な窓口というのは、庁内ではとりあえず防災安全課という形になっております。

その中で、建物の調査に関しましては建築住宅課という形ですみ分けをしておりますので、いろ



「その人が払われんときは、系図をたどって遺族がするんですよ」とか。そういうの、やっぱり広告をきちんとしないとイケないのかなと。

市民はもう、「どうせ市がしてくるったあが、法ができたっじゃって」ちゅうような感じでいてもらっては非常に困る。私もそういうのを1件、聞いているものですから、「どうせ市がしてくるったあが」ちゅうことで、本人も豪語してるちゅう話も聞くもんだから。しかも生活保護をもらって市営住宅に入っている人がそんな物を言うちゅうことを聞くもんだから。市営住宅に入ってるのうと生活をしているのに、ここは、もう我々はびくびくしながら生活をせないかんという、片方はそういうものがあるもんだから。そこら辺の実情をきちんとしたほうがいいのかと思ってるの発言でしたので、ぜひ、やっぱりその代執行にしても、お金はきちんと請求するんだよという一つの態度を行政としてはきちんと市民に知らせないかんのかなと思いますので、そこら辺のまた広報についても一考していただければありがたいです。

以上です。

○委員（下園政喜）火災報知機について、ちょっとお尋ねいたします。

市でつけるということになって、全部ついているとは思いますが、ぼちぼち賞味期限とか電池の期限切れが来ているんですけども、これについては、また、全部市で取りかえていただけるというような方針でよろしいですか。

○建築住宅課長（福島和朗）住宅用火災警報器につきましては、10年前、4カ年かけまして全ての市営住宅に設置をさせていただきました。一応、耐用年数が10年ということで、10年後はかえていかないとイケないんですけども、一応、今の段階では、まだ来年度の話になるんですけども、もう10年目が来ているものですから、年次的にかえていかないとイケないのかなということで、現在計画はしております。市のほうで、また取りかえていくという形には計画しております。

以上です。

○委員長（宮里兼実）ありませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。

当局は御苦労さまでした。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（宮里兼実）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（宮里兼実）以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長